

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第三百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十四年一月、二月及び三月に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十四年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

肥料検査の結果  
身体障害者が診断を受ける医師の指定  
馬の流行性脳炎予防注射  
土地改良区の清算人の就任

（一月分）

肥料の種類	保証証票添付者	検査点数	うち不合格点数
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	一	〇
過りん酸石灰	株式会社多木製肥所	一	〇
熔性りん肥	信越化学工業株式会社	一	〇
硫酸加里	日信化学工業株式会社	一	〇
塩化加里	川上貿易株式会社	一	〇
第一種複合肥料	鳥取県中央農業協同組合連合会	三	〇
	高城農業協同組合	一	〇

ひまし油かす粉末  
なたね油かす粉末  
大豆油かす粉末

吉原製油株式会社  
関西製油株式会社  
熊沢製油株式会社

(二月分)

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会

窒磷加肥料工業株式会社

赤碓農業協同組合

以西農業協同組合

長瀬農業協同組合

(三月分)

第一種複合肥料

窒磷加肥料工業株式会社

鳥取県農業協同組合連合会

宇部興産株式会社

下北条農業協同組合

勝谷農業協同組合

鳥取県告示第三百二十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

第十五条第一項の規定により、身体障害者が診断を受ける医師を昭和三十四年六月五日次のとおり指定した。

一	〇
一	〇
一	〇
二	〇
二	〇
二	〇
一	〇
一	〇
一	〇
二	〇
二	〇
五	〇
一	〇
二	〇
二	〇
四	〇

昭和三十四年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 氏 名 住 所

外科 黒田 清 東伯郡三朝町山田国立三朝療養所内

飯田 豊 鳥取市三津八七六国立鳥取療養所内

高橋 真一 倉吉市越殿町一四〇八厚生病院内

潮 美史 西伯郡会見町三崎

整形外科 清水 正章 倉吉市宮川町一五五

内科 福田源次郎 鳥取市古市市立鳥取市民病院内

西下 秀男 西伯郡伯仙町尾高一一五九

船田 覚 倉吉市越殿町一四〇八厚生病院内

井東 悦夫 倉吉市越殿町一四〇八厚生病院内

岸田 専蔵 〃

榊原 秀夫 鳥取市三津八七六国立鳥取療養所内

鳥取県告示第三百二十二号

次のように流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により、馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射免除の方法

流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域

六月十一日

日野郡江府町

下蚊屋、美用、御机家畜検査所

十二日	根雨町	吉原、西成、大河原
十六日	江府町	高尾、板井原、下榎
十七日	溝口町	武庫、池の内、深山口
十八日	江府町	桧原、富江
二十二日	溝口町	宮市、杉谷、貝田
二十三日	江府町	添谷、未鎌
二十四日	溝口町	柿原、佐川、江尾
		大内、岩立、金屋谷
		大江、上野、大平原
		大倉、谷川、三部
		根雨原、白水、宮原、溝口

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十項の規定により、彦名村上栗島土地改良区から次のように清算人が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月五日	鳥取県知事	石	破	二	朗
清算人	松下	与喜	平米	子市	彦名町
	未葎	政美			
	谷口	実平			
	近藤	元三			
	湯浅	長俊			
	内田	広			
	吉岡	寿			

昭和三十四年三月十五日開催の臨時総会において選任され、同日就任。

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取県  
印刷所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可